

## 自由金利型定期預金（愛称：まごころ定期）説明書

1. 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金 (愛称) まごころ定期 ＜単利型＞
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の方に限り、下記①～③のいずれかに該当される方</li> <li>①当金庫で公的年金の受取りをされている方で、6ヵ月以内に1回以上の振込実績のある方 ※公的年金には国民年金・厚生年金・労災年金・船員年金が含まれます。前記以外の年金（国民年金基金・厚生年金基金など）は除きます。ただし、各種共済組合等より支給される厚生年金は1回の振込金額が5万円以上とします。</li> <li>②当金庫に年金の受取りをご指定いただいた方 ※新たにご請求手続きをされる場合は、受給権発生日の6ヵ月前からお取扱いいたします。また、すでにお預入れされているまごころ定期のご継続は、ご継続時に年金振込を確認させていただきます。 (在職中などにより振込が停止されている場合はお取扱いできません。)</li> <li>③制度上の年金受給資格を持たない満65歳以上の在日外国人の方</li> </ul>
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年 (非自動継続の場合、1年後が休業日の場合は、翌営業日を満期日とさせていただきます)</li> </ul>
4. 預入（受入） (1) 預入（受入）方法  (2) 預入金額  (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・年金受給口座のある店舗でのみお預入れできます。</li> <li>・制度上の年金受給資格を持たない満65歳以上の在日外国人の方も、お預入れできます。</li> <li>・1口1円以上300万円以内、お一人さまお預入れ総額300万円以内、また、お一人さま1店舗に限ります。</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払戻（支払）方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> </ul>
6. 利息 (1) 金利 (金利表示場所)  (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法  (4) 課税方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利 店頭に表示している預入日のスーパー定期1年物の店頭表示金利+年0.2%（預入時の金利を満期日の前日まで適用します。） ※上記優遇金利は令和4年1月4日現在のものであり、金利情勢の変化等が生じた場合には見直しさせていただく場合がございます。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> <li>・分離課税（税率20%） 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> </ul>
7. 手数料	—————
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率。 未成年の方はご利用いただけません。)</li> <li>・ATMでの取扱いはできません。</li> <li>・マル優の取扱いができます。 マル優でのお申込みの際は、個人番号（マイナンバー）が必要となります。</li> </ul>
9. 中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金は満期日前には解約できません。やむをえず満期日前に解約する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算します。 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率 6ヵ月以上1年未満…約定利率×50%（以下（イ）といいます） ※ただし上記によって計算された利率（イ）が預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（期間）に応じた預入日の店頭表示利率（以下（ロ）といいます）を上回るときは（ロ）の利率を適用します。</li> </ul>

<p>10. 苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<p>預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：06-6412-5576）にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>
<p>11. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以降「まごころ定期」を取扱中止する場合がございます。</li> <li>・スーパーα等の金利優遇制度の対象外とさせていただきます。</li> <li>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</li> </ul>

（令和4年1月4日現在）